

違憲訴訟みやざきの会

ニュース

発行：安保法制違憲訴訟みやざきの会
No.4 2020年9月23日
〒880-0872 宮崎県宮崎市永楽町182番地6
弁護士法人えいらく法律事務所
TEL:0985-23-1355 FAX:0985-23-1356
<https://anpoikenmiyazaki.jimdo.com/>
anpo.iken.miyazaki@gmail.com
<https://www.facebook.com/ikensoshomiyazaki/>



9月9日 第11回口頭弁論で3名の証人 半田滋さん、飯島滋明さん、今井高樹さん採用される。

21名の原告本人尋問も採用！

証人尋問を求める署名1,227筆（ネット署名含む、ハガキを含まず）9月9日当日ぎりぎりまで届けました。短期間でしたが、宮崎県内はもちろん全国から寄せられた貴重な署名です。ありがとうございました。

今後の予定

第12回証人尋問期日 10月2日（金）
午前10時～午後5時尋問 午前 原告本人6名
午後 証人 3名
第13回証人尋問期日 10月20日（火）
午前10時～午後5時尋問 午前 原告本人6名
午後 原告本人9名
第14回結審 21年1月6日（水）
午後2時半～3時半

証人のプロフィールと証言のポイント

半田滋さん

防衛ジャーナリスト。東京新聞論説兼編集委員。獨協大学非常勤講師。法政大学兼任講師。下野新聞社を経て、1991年中日新聞社入社、東京新聞編集局社会部記者を経て、2007年8月より編集委員。2011年1月より論説委員兼務。1993年防衛庁防衛研究所特別課程修了。1992年より防衛庁取材を担当し、米国、ロシア、韓国、カンボジア、イラクなど海外取材の経験豊富。防衛政策や自衛隊、米軍の活動について、新聞や月刊誌に論考を多数発表。2007年東京新聞・中日新聞連載の「新防人考」で第13回平和・協同ジャーナリスト基金賞（大賞），「『戦地』派遣 変わる自衛隊」（岩波新書）で2009年度日本ジャーナリスト会議（JCJ）賞受賞を受賞。「安保法制下で進む！先制攻撃できる自衛隊—新防衛大綱・中期防がもたらすもの」（あけび書房）、「検証 自衛隊・南スーダンPKO—融解するシビリアン・コントロール」（岩波書店）他新安保法制後の自衛隊の変貌に関する著書・論考多数。



証言のポイント

- ・新安保法制は、アメリカの戦争や武力行使に日本が全面的に協力できるようにした法律。日本の自衛隊が、世界のどこでも、米軍とともに武力行使ができるようになった。
- ・新安保法制施行以後の自衛隊の変貌。
- ・PKO新任務「駆けつけ警護」，南スーダン派遣。
- ・米軍防護活動の実際と危険性—実際は集团的自衛権の行使と同じ。
- ・米中対立構造の中での南シナ海インド太平洋訪問派遣訓練，マラバル米日印訓練，ASEAN国際観艦式への護衛艦派遣—米軍寄りの立場明確化，積極的巻き込まれ。
- ・第4次アーミテージレポートと新田原基地を含む全国の自衛隊基地の米軍利用の拡大—日米一体化の加速。
- ・2018大綱による攻撃型空母と敵基地攻撃可能な長距離ミサイル，長距離戦略爆撃機の保有へ—エイズアショア断念と敵基地攻撃能力浮上。
- ・2019年シナイ半島への幹部自衛官派遣（国際連携平和安全活動）と2020年中東への自衛隊派遣（有志連合に大きな貢献）←米イラン対立での戦争への自動参戦と自衛隊員の危険。
- ・まだ日本が戦争に巻き込まれていないのは米がたまたま本格的戦争をしていないからに過ぎない。米の戦後の歴史は戦争と武力介入の歴史。戦争を起こす可能性が充分あり，米軍と一体化した自衛隊は米の敵国から攻撃される。

飯島滋明さん

名古屋学院大学教授 専門：憲法、行政法、平和学、医事法



憲法、平和などについて、実際に関係者から聞き取りを行い、現場の声を踏まえた憲法

論を提示。「新安保法制」に関して、(元)自衛官などに聞き取りを行い、太平洋戦争連合軍側のオーストラリアへの視察等を踏まえ、研究成果を発表。各地の安保法制違憲訴訟において、「安保法制」の違憲性や「平和的生存権」「人格権」「憲法改正決定権」を根底から侵害するとの意見書を提出。名古屋訴訟原告。道東訴訟において証人として証言

証言のポイント

- ・新安保法制は明らかに違憲。
- ・平和的生存権(人格権と一体)、憲法改正決定権は、国家賠償で保護されるべき権利・利益である。
- ・戦争や軍隊の本質と兵士や戦争体験者のトラウマ被害。
- ・宮崎大空襲、延岡大空襲被害、特攻隊基地跡を抱え、新田原基地の米軍基地化によって攻撃対象となる危険も抱えている宮崎県民=原告らは戦争体験のフラッシュバックや戦争の不安・危険による精神的被害を抱えている。
- ・新安保法制の違憲判断こそ司法権がその役割を積極的に果たすべき場面であり、諸外国と比較しても憲法判断回避ルールは通用しない。

今井高樹さん

2007年にNGO日本国際ボランティアセンター(JVC)に入職しスーダン現地代表に就任。2017年に東京事務所へ異動、人道支援・平和構築グループマネージャー。2018年7月～現在代表理事。スーダン、南スーダンで難民支援に従事し、現地行政・国連と



(JVC)に入職しスーダン現地代表に就任。2017年に東京事務所へ異動、人道支援・平和構築グループマネージャー。2018年7月～現在代表理事。スーダン、南スーダンで難民支援に従事し、現地行政・国連と

の折衝などを経験。2011年当時のスーダン北部に駐在中、民兵による事務所襲撃・略奪に遭遇。2017年7月南スーダンでのジュバ市街戦2ヶ月後にジュバ入り。10年以上南スーダン、スーダンの現場でUNMIS(国連スーダン派遣団、南スーダンPKOの前身)、UNMISS(国連南スーダン派遣団)の活動を間近で見る。また同じ地域に展開しているUNAMID(国連・アフリカ連合ダルフール派遣団)、UNISFA(国連アビエイ暫定治安部隊)の活動の詳細情報を得る。横浜地裁で改正PKOの違憲性について証言。

証言のポイント

- ・敵と味方、武装勢力と住民の区別がつかない紛争地で武力は邦人保護には無力。
- ・PKOは「文民」を保護できない。
- ・「駆けつけ警護」は非現実的。
- ・武力介入が危険なことは海外NGO関係者だけでなく、PKO現場司令官の共通理解。
- ・「駆けつけ警護」「宿営地共同防護」「集団的自衛権行使」問わず武力介入する国に対する紛争地住民の敵愾心はその国民に向かう。
- ・非武装・中立こそが海外NGO活動の絶対条件。新安保法制によって武力を行使しない日本への信頼を失う。

原告本人尋問 21名！！

なぜ宮崎訴訟ではこんなにたくさんの原告本人尋問を行うのでしょうか？

♡この裁判は原告・賛同者・県民の裁判です。

♡良い戦争、悪い平和というものはありません(ベンジャミン・フランクリン)。誰しも心の底で平和を願っています。本当は誰もが、戦争に加担させられ、恨みを買って、戦争に巻き込まれることは嫌なのです。

♡本当は、日本国民全員が(世界の人々も)新安保法制(戦争を積極的にできる国になった)の被害者です。

♡だから、原告全員裁判所で被害の思いを語る資格があります。

原告本人尋問に登場する方々は私達の代表者です。一緒に励まし、応援しましょう。

